騒音規制法、振動規制法及び県条例に基づく騒音・振動特定建設作業一覧表

(騒音関係)

	特 定 建 設 作 業 の 種 類	法	条例
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい 抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除 く。)	0	0
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日に おける当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	0	0
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	0	0
5	コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	0	0
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業	0	0
7	トラクターショベル (一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして 環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。) を使用する作業	0	0
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業	0	0
9	コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	_	0

(振動関係)

	特 定 建 設 作 業 の 種 類	法
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	0
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	\circ
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	0
4	ブレーカー (手持式のものを除く。)を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)	0